

# 生涯学習センター

## ① 施設の使用料

(単位：円)

使用時間 施設の名称	午 前	午 後	夜 間	全 日	その他
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	1 時間当たり
ふれあいホール	5,500	7,700	11,000	24,200	2,200
講座室 1	660	1,100	1,540	3,300	280
講座室 2	660	1,100	1,540	3,300	280
講座室 3	660	1,100	1,540	3,300	280
創作室	660	1,110	1,540	3,300	280
リフレッシュルーム	660	1,100	1,540	3,300	280
備考					
(1) 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収します。 (2) 使用時間の欄中「その他」とは、正午から午後 1 時まで、又は午後 5 時から午後 6 時までをいいます。 (3) 市民（市内に通勤及び通学をしている方を含む）以外の方の使用料は、規定の使用料の 200%とします。 (4) 団体等の使用において、その使用者の総数の内、市内の方の割合が 70%に満たない場合は市外扱いとします。					

② 付属設備器具の使用料（単位：円）

区分	付属設備器具名称	単位	1回当たりの使用料	備考	
舞台設備	平台	1台	220	箱足・開き足付	
	緋もうせん	1枚	110		
	演台	1式	220		
	司会者台	1台	110		
	指揮者台（譜面台付）	1台	220		
	演奏者譜面台	1台	110		
	ピアノ	1台	3,300		
舞台照明設備	調光装置	1式	3,300	ボーダーライト・シーリングライト・サスペンションライト・フロントサイドスポットライト付	
	アッパー Horizont ライト	1式	550		
	ローア Horizont ライト	1式	550		
	フットライト	1式	330		
	センターピンスポットライト (1KW)	1台	330		
	スポットライト	1台	110		
	パーライト	1台	110		
	ストリップライト	1式	110		
	エフェクトマシン	1台	440		
	ミラーボール	1台	220		
舞台音響設備	拡声装置	1式	2,200	マイク3本付	
	ダイナミックマイク	1本	220		
	コンデンサマイク	1本	440		
	ワイヤレスマイク	1本	660		
	ステージスピーカー	大	1台	220	ステージスピーカー
		小	1台	110	
	はね返りスピーカー	1台	220		
像舞台映備	ハイビジョンシステム	1式	4,400	プロジェクター・スクリーン付	
その他	パソコン	1台/1時間	110	プリンター使用料・インターネット閲覧料含む	
	印刷機	100枚	110	両面印刷は2枚分とします	
	舞台関係持込機器	1KW	220	1KW未満の端数は切り上げ	
備考					
<p>(1) 舞台設備, 舞台照明設備, 舞台音響設備及び舞台映像設備において「1回当たりの使用料」とは, 午前, 午後, 夜間又は全日の使用に係るそれぞれの使用料をいいます。ただし, 午前と午後又は午後と夜間にわたり連続して使用する場合は, これを「1回当たりの使用料」とします。</p> <p>(2) その他において「1回当たりの使用料」とは, それぞれの「単位」に基づく使用料をいいます。</p>					

金砂郷学習センター(交流センターふじ)

(単位：円)

施設等の区分・名称	使用区分・使用料				
	午前	午後	夜間	全日	その他
	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	1時間当たり
農村文化創造ホール(サンリバーホール)	5,500	7,700	11,000	24,200	2,200
農村文化研修室	660	1,100	1,540	3,300	280
会議室	660	1,100	1,540	3,300	280
農事研修室	660	1,100	1,540	3,300	280
視聴覚室	660	1,100	1,540	3,300	280
生活実習室 1、2	660	1,100	1,540	3,300	280
調理実習室	660	1,100	1,540	3,300	280

付属設備器具の使用料

区分	付属設備	単位	1回当たりの使用料	備考
舞台設備	ピアノ	1台	3,300	
舞台照明設備	調光装置	1式	3,300	
舞台音響設備	拡声装置	1式	2,200	
その他	舞台関係持込機器	1kw	220	1kw未滿は端数を切り上げる

備考

- (1) 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収します。
- (2) 使用時間の欄中「その他」とは、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までをいいます。
- (3) 市民以外の方の使用料は、規定の使用料の200%とします。
- (4) 団体等の使用において、その使用者の総数の内、市内の方の割合が70%に満たない場合は市外扱いとします。
- (5) 施設を営利、宣伝又はこれに類する目的に使用する場合における使用料は、規定の使用料の100%を加算した額とします。ただし、同様の目的で商品の展示又は販売に使用する場合における使用料は、規定の使用料の200%を加算した額とします。

# 水府学習センター（水府総合センター）

## ① 施設の使用料

(単位：円)

施設の種類	使用時間	午 前	午 後	夜 間	全 日	その他
	施設の種類	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	1時間当たり
多目的ホール		5,500	7,700	11,000	24,200	2,200
研修室1・2		660	1,100	1,540	3,300	280
視聴覚室 1・2		660	1,100	1,540	3,300	280
教養娯楽室1・ 2		660	1,100	1,540	3,300	280
調理実習室		660	1,100	1,540	3,300	280
作業訓練室		660	1,100	1,540	3,300	280
備考						
(1) 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収します。 (2) 使用時間の欄中「その他」とは、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までをいいます。 (3) 市民以外の方の使用料は、規定の使用料の200%とします。 (4) 団体等の使用において、その使用者の総数の内、市内の方の割合が70%に満たない場合は市外扱いとします。 (5) 施設を営利、宣伝又はこれに類する目的に使用する場合における使用料は、規定の使用料の100%を加算した額とします。ただし、同様の目的で商品の展示又は販売に使用する場合における使用料は、規定の使用料の200%を加算した額とします。						

## ② 付属設備器具の使用料

(単位：円)

区 分	附属設備	単 位	1回当たりの 使用料	備 考
舞台装置	音響反射板	1式	3,300	
	演台	1台	220	
	司会者台	1台	110	
	ピアノ	1台	3,300	
	譜面台	1台	110	
舞台照明設備	調光装置	1式	3,300	ボダーライト、シーリングライト、サスペンションライト、フロントサイドスポットライト付
	その他のライト	1個に付	330	
舞台音響設備	拡声装置	1式	2,200	
	舞台袖ミキサー卓	1式	1,100	
	音響室ミキサー	1式	2,200	
舞台映像設備	プロジェクター	1式	2,200	
その他	舞台関係持込機器	1KW	220	1KW未満は端数を切り上げる
	運動増進機器	1回	210	
備考				
「1回当たりの使用料」とは、午前、午後、夜間又は全日の使用に係るそれぞれの使用料をいいます。ただし、午前と午後又は午後と夜間にわたり連続して使用する場合は、これを「1回当たりの使用料」とします。				

里美学習センター（里美文化センター）

（単位：円）

施設の使用時間 施設の名		午 前	午 後	夜 間	全 日	その他
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	1 時間当たり
1 階	ホール	無料				
	集会室	660	1,100	1,540	3,300	280
	資料室	無料				
	実習室 A(料理)	660	1,100	1,540	3,300	280
	談話室	無料				
2 階	ホール	無料				
	大集会室	1,990	3,300	4,610	9,900	830
	視聴覚室	660	1,100	1,540	3,300	280
	実習室 B(和室)	660	1,100	1,540	3,300	280
	実習室 C(和室)	660	1,100	1,540	3,300	280
	実習室 D(和室)	660	1,100	1,540	3,300	280
備考						
<p>(1) 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収します。</p> <p>(2) 使用時間の欄中「その他」とは、正午から午後 1 時まで又は午後 5 時から午後 6 時までをいいます。</p> <p>(3) 市民以外の方の使用料は、規定の使用料の 200%とします。</p> <p>(4) 団体等の使用において、その使用者の総数の内、市内の方の割合が 70%に満たない場合は市外扱いとします。</p> <p>(5) 施設を営利、宣伝又はこれに類する目的に使用する場合における使用料は、規定の使用料の 100%を加算した額とします。ただし、同様の目的で商品の展示又は販売に使用する場合における使用料は、規定の使用料の 200%を加算した額とします。</p> <p>(6) 大集会室を区分して使用する場合の使用料は、2 室使用の場合は本表の 3 分の 2 の額とし、1 室使用の場合は、本表の 3 分の 1 の額とします。</p>						

## 春友手づくり工芸センター

施設等の区分・名称		使用区分		使用料
施設	創作室 1	半日		530 円
		1 日		1,070 円
	創作室 2	半日		530 円
		1 日		1,070 円
	作業室	半日		530 円
		1 日		1,070 円
付属設備	陶芸用窯	粘土 1 kgにつき	素焼	330 円
			本焼	330 円
	電動ロクロ	1 台	半日	330 円
			1 日	640 円
備考				
(1)使用区分の「半日」は、4 時間までとします。 (2)市民（市内に通勤及び通学している者を含む）以外の者の使用料は、規定の使用料の 200%とします。 (3)団体等の使用において、その使用者の総数の内、市内の者の割合が 70%に満たない場合は市外扱いとします。				

## 工芸交流センター楓

施設等の区分・名称		使用区分		使用料
集会施設	大ホール	半日		530
		1 日		1,070
	和室 1,2	半日		530
		1 日		1,070
作業施設	陶芸コーナー	半日		530
		1 日		1,070
	木・竹工・ワラコーナー	半日		530
		1 日		1,070
	染物コーナー	半日		530
		1 日		1,070
付属設備	陶芸用窯	粘土 1kg につき	素焼	330
			本焼	330
	電動ロクロ	1 台	半日	330
			1 日	640
備考				
(1)使用区分の「半日」は、4 時間までとします。 (2)市民（市内に通勤及び通学している者を含む）以外の者の使用料は、規定の使用料の 200%とします。 (3)団体等の使用において、その使用者の総数の内、市内の者の割合が 70%に満たない場合は市外扱いとします。				

## 郷土文化保存伝習施設（こしらえ館）

施設等の区分・名称		使用区分		使用料
施設	作業棟 (1)	会議等として使用する場 合	半日	530 円
			1 日	1,070 円
	作業棟 (2)	粘土 1 k g につき	素焼	330 円
			本焼	330 円
付属設備	電動ロクロ	1 台	半日	330 円
			1 日	640 円
備考				
(1)使用区分の「半日」は、4 時間までとします。 (2)市民（市内に通勤及び通学している者を含む）以外の者の使用料は、規定の使用料の 200%とします。				

## 西山研修所

使用料(1人あたり)

区 分	宿泊(1人1泊につき)	日帰り
児童生徒等(学校行事でご利用)	250 円	-
児童生徒等(一般でご利用)	510 円	50 円
学生等	1,020 円	100 円
その他の者	1,530 円	200 円

備考

- (1) 未就学児は無料です。
- (2) 「児童生徒等(学校行事でご利用)」とは、義務教育諸学校の児童生徒及びこれらの引率者をいいます。
- (3) 児童生徒とは、義務教育諸学校の児童生徒で、学校行事以外で利用する場合のものをいいます。(一般でご利用)
- (4) 「その他の者」とは、上記以外の者をいいます。